

令和5年度 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業補助金 (研究開発等事業)

宮城県では、県内の二酸化炭素の排出削減に資するFS調査や研究開発、実証等に関する先導的な取組を行う事業に対して支援を行います。

1 補助事業の概要

◇事業要件：県内で実施する事業であって、県内の二酸化炭素の排出削減に資するFS調査、研究開発、実証等を行う事業であること。

◇補助対象者：法人その他団体等（市町村及び一部事務組合等を除く。）

◇補助率：

(1) 県が提示する課題*に対する取組 → 補助対象経費の2/3以内

(2) 事業者からの自由提案による取組 → 補助対象経費の1/2以内

◇事業計画期間：2年以内

◇補助限度額：(1) 1,000万円/年度

補助金の交付決定後に、補助事業に応じた内容で事業者が産学官連携会議を主催して課題の解決に取り組む事業。

(2) 500万円/年度



※ 県が提示する課題

- (1) 地産地消型エネルギーの導入促進に資する先導的な取組
木質バイオマス、地中熱、温泉熱のエネルギー利用に関するFS調査、研究開発、実証等
- (2) 化石エネルギー由来の二酸化炭素削減に資する先導的な取組
ZEB（パッシブ）、二酸化炭素の回収・有効利用・貯蔵、ブルーカーボン、水素活用等の二酸化炭素削減に関するFS調査、研究開発、実証等

3 補助対象経費

機械装置費・構築物費・原材料費・工具器具費・外注費・指導受入費・共同開発費・旅費・委託費・補助事業を行うために直接必要なその他の経費

4 事業計画の募集期間

令和5年3月31日（金）から令和5年5月31日（水）まで

5 審査・交付決定

2か年事業における補助金の交付は、「みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業（研究開発等）計画」の認定を受けていることが条件となります。2か年事業の実施を希望される方は、交付申請と同時に事業計画の申請をしてください。

申請された事業計画は、①環境負荷低減効果、②産業振興効果・地域経済波及効果、③先導性・波及効果、④実現可能性、⑤事業遂行能力等の観点から認定の適否を決定します。

ただし、認定された事業計画内容の全てが補助金の交付を受けられるとは限りませんので、御注意ください。

事業計画と補助金の申請に関する詳細は、Webサイトを御覧ください。

【問い合わせ先】宮城県 環境生活部 環境政策課 環境産業振興班

◇電話 022-211-2664 ◇ファックス 022-211-2669

◇ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/r5miyagico2.html>